

事業用自動車事故調査報告書 概要 ～大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故～ (大阪市平野区)

事故概要

平成29年11月22日0時41分頃、大阪市平野区の阪神高速14号松原線の下り線において、大型トラクタ・バンセミトレーラがアルミ鋼材約16,000kgを積載して走行中、第1通行帯から第2通行帯へ車線変更した際、第2通行帯を走行していたタクシーに衝突し、さらにタクシーを中央分離帯との間に挟みながら走行を続け、タクシーは中央分離帯の街灯に衝突して停止した。

この事故により、タクシーの乗客1名が死亡し、乗客1名と運転者が重傷を負った。

なお、事故時、大型トラクタ・バンセミトレーラの運転者は、基準値を超えるアルコールを身体に保有していた。

事故状況図



原因

- ・ 当該運転者が、片側2車線の第1通行帯を走行中、標識灯の黄色の点滅灯火を工事規制の灯火であると誤認し、右後方の安全確認を行うことなく漫然と第2通行帯に進路変更をしたため、同車両を追い抜こうとしていたタクシーに気付かずに衝突した。
- ・ 同運転者は、事故前に乗船していたフェリー内で焼酎を飲み、フェリーを下船する際には点呼を受けることもアルコール検知器で検査をすることもせず、運転を開始した。このため事故時においては、著しく注意力、判断力が低下していた。
- ・ 同事業者の運転者の間では、フェリー乗船中の飲酒が常態化していた。この慣習は長らく同事業者の運転者の中でまん延していたものであり、その廃止を進言したり会社に報告したりする者のいないまま、継続されてきたものと考えられる。
- ・ 同事業者の社内規程において、飲酒運転惹起者又は検挙された者は、懲戒解雇とする規定を設けていたことや、毎月実施している職場内教育時に飲酒運転防止の指導を実施していたが、その一方で、フェリー下船時の点呼が行われていなかったことやアルコール検知が行われていなかったこと、フェリー内での飲酒の正確な情報を把握していなかったことなど、飲酒運転の抑制に関しての運行管理が形骸化していた。このようなことから、同事業者内では長期間にわたり遵法精神を欠いた運転者間での行動が放置されていたことが、このような飲酒運転による重大事故につながったものと考えられる。

再発防止策

★事業者は、飲酒運転を防止するため、次の取り組みをすることが重要である。

- 運転者に対し、点呼の実施時期を指示し、運行管理者が点呼を実施できる体制を確保した上で確実に実施すること。また、泊まりの運行では、指示した点呼の実施時期を過ぎても電話がない場合は、運行管理者等が電話することにより確実な点呼を実施すること。
- 電話点呼時に休憩期間内での飲酒の有無を口頭で確認するとともに、**アルコール検知器を用いて適切に実施**すること。
- 出先でのアルコール検知を確実に実施するため、実施状況や測定結果が**リアルタイムで送信できる検知器等の導入**を進めること。
- 社内規程等に「**労働協約違反として解雇されることもあり得る。**」を規程し、**運転者を指導**すること。
- 運行途中にフェリーを頻繁に利用する事業者は、運行管理者等が、必要に応じ、**抜き打ちでフェリーに乗船**し、運転者の休憩期間の過ごし方を確認する必要がある。
- アルコールが検知された場合、アルコールが検知されなくなるまで運転をさせないこと。
- 運転者に対し、飲酒運転は、悲惨な事故を引き起こすことを飲酒運転による**事故事例の映像等を用いて周知**すること。